

新型コロナウイルス感染症に関する

新たな水際対策措置

2021 年 1 2 月 3 日

1 1 2 月 5 日午前 0 時以降、以下の国・地域からの帰国者・入国者について、

検疫所の宿泊施設での待機期間を変更することとします。

インド（カルナータカ州）、ギリシャ、米国（コロラド州、ニューヨーク州、ハワイ州、ミネソタ州）、ルーマニア

2 新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、専門家の意見も踏まえ、科学的知見に基づきリスクに応じた水際対策を講じていくため、12 月 4 日(土)午前 0 時（日本時間）以降、デルタ株等のオミクロン株以外の変異株による 3 日間指定国・地域からの帰国者・再入国者等のうち、有効なワクチン接種証明書保持者については、検疫所の待機施設での 3 日間待機を求めず、14 日間の自宅等待機措置に切り替えることとします。

3 措置の詳細は、以下の別紙を参照してください。

別紙 1 「水際強化措置に係る指定国・地域一覧（令和 3 年 1 2 月 3 日時点）」

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1203_list.pdf)

別紙 2 「水際対策強化に係る新たな措置（17）」

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1203_17.pdf)

別紙 3 「水際対策強化に係る新たな措置（20）」

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1203_20.pdf)

別紙 4 「水際対策強化に係る新たな措置（21）」

(https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdf2/1203_21.pdf)

※ 外務省感染症危険情報発出国については、外務省海外安全ホームページを御確

認ください。（<https://www.anzen.mofa.go.jp/>）

※ 査証制限措置対象国については外務省ホームページを御確認ください。（https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html）

（問い合わせ窓口）

○厚生労働省新型コロナウイルス感染症相談窓口（検疫の強化）

日本国内から：0120-565-653

海外から：+81-3-3595-2176（日本語、英語、中国語、韓国語に対応）

○出入国在留管理庁（入国拒否、日本への再入国）

電話：（代表）03-3580-4111（内線 4446、4447）

○外国人在留支援センター内外務省ビザ・インフォメーション

電話：0570-011000（ナビダイヤル：案内に従い、日本語の「1」を選んだ後、「5」を押してください。）一部の IP 電話からは、03-5363-3013

○海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>（PC 版・スマートフォン版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>（モバイル版）